

(証券コード：4183)
2009年5月29日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目5番2号

三井化学株式会社

代表取締役社長 **藤 吉 建 二**

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2009年6月23日（火曜日）午後5時40分までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|--------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2009年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
新霞が関ビル ロビー階 全社協・灘尾ホール |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | | 1. 第12期（自 2008年4月1日）
（至 2009年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（自 2008年4月1日）
（至 2009年3月31日）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役15名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://kabunushi.mitsui-chem.jp>）に掲載させていただきます。

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 全般的状況

当期のわが国経済は、年度前半に原油、鉄鉱石などの資源価格が短期間に著しく上昇し、企業収益を押し下げたことに加え、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機が実体経済に甚大な影響を及ぼしたことから、景気は急速に悪化いたしました。

化学工業界におきましても、年度前半の著しい原燃料価格上昇に対応するため、各社とも製品価格改定などの努力を行ったものの、厳しい収益状況となりました。これに加え、史上最高値圏に達した原燃料価格が秋口に急落するとともに、世界同時不況を背景として需要が大幅に落ち込むなど、過去に例を見ないほどの大きな変化を受け、未曾有の非常に厳しい事業環境となりました。

当社グループは、このような事業環境の急激な変化の中で、主要な取引先である自動車、電子情報材料分野の大幅な需要減などにより、販売数量の減少と生産設備稼働率の大幅な低下を余儀なくされ、著しい収益低下となりました。このため、当社グループでは、緊急対策として、役員・管理社員の報酬削減、諸経費の徹底的な削減、投資案件のゼロベースからの見直し、在庫の徹底的な削減など、あらゆる対策を実施いたしました。

しかしながら、当期の当社グループの業績は、上記の厳しい事業環境を受けた営業利益の減少に加え、市況価格下落に伴う棚卸資産評価損の計上や、繰延税金資産の取崩しなどの影響もあり、売上高は1兆4,876億円（対前期比2,991億円減）、営業損益は455億円の損失（対前期比1,227億円減益）、経常損益は508億円の損失（対前期比1,169億円減益）、当期純損益は952億円の損失（対前期比1,200億円減益）となりました。

当社グループは、かかる事態を真摯に受け止め、「4. 対処すべき課題」に記載のとおり、収益改善に向けた諸施策をさらに徹底して推し進めるとともに、将来を見据えた中長期的な収益力強化策を実行することにより、全力を挙げて難局を乗り越えてまいります。

(2) 事業部門別状況

① 機能材料部門

自動車・産業材は、年度前半に国内需要が拡大したことに加え、アジア市場を中心に新規顧客の開拓を進めたものの、秋口からの自動車市場の急激な需要減速の影響を受け、売上高は前期に比べ6%減少しました。

工業材料は、年度前半に塗料用原料樹脂及びポリオレフィンワックスの需要が拡大したものの、秋口からの急激な需要減速の影響を受け、売上高は前期に比べ7%減少しました。

衛生材料は、不織布の需要が東・東南アジア、特にタイ・中国市場で拡大したことにより、売上高は前期に比べ8%増加しました。

特殊ポリオレフィン及びエンジニアリングプラスチックは、電子情報関連用途を中心に需要が減速したことにより、売上高は前期に比べ19%減少しました。

半導体材料は、半導体市場における需要減速と価格低下の影響を受けたため、売上高は前期

に比べ24%減少しました。

エネルギー材料は、太陽電池封止材市場の需要拡大により、売上高は前期に比べ47%増加しました。

ポリウレタンは、TDI及びMDIの急激な需要減速に加え、海外市況の悪化や円高などにより、売上高は前期に比べ27%減少しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ723億円減の4,318億円、売上高全体に占める割合は29%となりました。また、営業損益は、コストダウンを進めたものの、年度前半における原燃料価格高騰や秋口からの需要減速、市況価格下落に伴う棚卸資産評価損の計上などの影響により、前期に比べ519億円減益の160億円の損失となりました。

② 先端化学品部門

眼鏡レンズ用材料や、医薬中間体などのヘルスケア材料は、販売が順調であったため、売上高は前期に比べ8%増加しました。

重合抑制剤、タイヤ・木材向け接着剤原料などの化成品は、年度前半における原燃料価格の高騰を受けて製品価格の改定を行ったものの、景気後退の影響を受けた需要減速により、売上高は前期に比べ26%減少しました。

農業化学品は、殺虫剤などの販売が順調であったため、売上高は前期に比べ2%増加しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ34億円減の1,187億円、売上高全体に占める割合は8%となりました。また、営業利益は、殺虫剤などの販売が増加したものの、主に化成品での年度前半における原燃料価格高騰や秋口からの急激な需要減速などの影響により、前期に比べ35億円減の73億円となりました。

③ 基礎化学品部門

エチレン及びプロピレンは、誘導品の需要低迷を背景に2008年8月から生産調整を実施したため、生産量は前年に比べエチレンが13%、プロピレンが18%それぞれ減少しました。

フェノールは、秋口からの需要の落ち込みを受けて生産調整を実施したことに加え、原燃料価格の下落に伴う販売価格の下落により、売上高は前期に比べ30%減少しました。

ビスフェノールAは、秋口から主要用途であるポリカーボネート樹脂及びエポキシ樹脂の需要の落ち込みを受けて生産調整を実施したことに加え、原燃料価格の下落に伴う販売価格の下落により、売上高は前期に比べ21%減少しました。

高純度テレフタル酸は、需要減速及び原燃料価格の下落に伴う販売価格の下落により、売上高は前期に比べ26%減少しました。

ペット樹脂（ポリエチレン テレフタレート）は、国内ペットボトル向けの需要低迷により、売上高は前期に比べ16%減少しました。

エチレングリコール、エチレンオキサイド及びその誘導品は、需要の低迷により、売上高は前期に比べ23%減少しました。

ポリエチレン及びポリプロピレンは、年度前半における原燃料価格の高騰を受けて製品価格の改定を行ったものの、秋口からの急激な需要減速の影響により、売上高は前期に比べポリエチレンが8%、ポリプロピレンが11%それぞれ減少しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ1,984億円減の9,128億円、売上高全体に占める割合は61%となりました。また、営業損益は、製品全般での需要減速による販売減及び市況価格下落に伴う棚卸資産評価損の計上などの影響により、前期に比べ654億円減益の320億円の損

失となりました。

④ その他部門

当部門の売上高は、前期に比べ250億円減の243億円、売上高全体に占める割合は2%となりました。また、営業利益は、前期に比べ33億円減の1億円となりました。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は検収ベースで810億円であり、その主なものは、ミツイ エラストマーズ シンガポール社 (Mitsui Elastomers Singapore Pte Ltd.) における α -オレフィンコポリマー「タフマー®」のプラント建設、名古屋工場におけるウェハ回路面保護テープ「イクロス」の製造設備建設及び大牟田工場における高屈折率プラスチック眼鏡レンズ用材料「MRシリーズ」のプラント生産能力増強のための投資であります。

なお、新規の設備投資につきましては、現在の事業環境を勘案し、徹底的な絞り込みを実施しております。

(4) 資金調達の状況

当期は、自己資金及び金融機関からの借入金により所要資金を賄いました。

なお、当期末有利子負債残高は、前期末に比べ494億円増加し、5,354億円となりました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2008年4月1日をもって、管材事業を当社の完全子会社である三井化学産資株式会社へ承継させる吸収分割を行いました。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2008年7月1日をもって、当社を存続会社とし、当社の完全子会社である三井化学エンジニアリング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

事業年度	2005年4月	2006年4月	2007年4月	2008年4月
	2006年3月	2007年3月	2008年3月	2009年3月
売上高(百万円)	1,472,435	1,688,062	1,786,680	1,487,615
営業損益(百万円)	58,705	91,678	77,176	△ 45,493
経常損益(百万円)	61,989	95,478	66,146	△ 50,768
当期純損益(百万円)	44,125	52,297	24,831	△ 95,237
1株当たり当期純損益(円)	56.20	66.68	32.22	△ 125.46
純資産(百万円)	464,021	570,252	564,227	398,131
総資産(百万円)	1,328,890	1,498,183	1,469,248	1,188,939

(注) 1. 上記の1株当たり当期純損益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 2006年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
三井化学ポリウレタン株式会社	20,008	100.00	ウレタン原料などの製造及び販売
株式会社プライムポリマー	20,000	65.00	ポリエチレン及びポリプロピレンの製造、加工及び販売
大阪石油化学株式会社	5,000	100.00	石油化学原料の製造及び販売
東セロ株式会社	3,450	53.43	合成樹脂フィルムなどの製造、加工及び販売
下関三井化学株式会社	3,000	100.00	燐系製品及び肥料の製造及び販売
Mitsui Chemicals America, Inc.	156百万米ドル	100.00	米国における事業の統括会社
Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.	120百万米ドル	95.00	東南アジア地域におけるフェノール、アセトン及びビスフェノールAの製造及び販売
Mitsui Elastomers Singapore Pte Ltd.	96百万米ドル	100.00	東南アジア地域におけるエラストマー製品の製造及び販売
Siam Mitsui PTA Co., Ltd.	3,300百万 タイバーツ	50.01	東南アジア地域における高純度テレフタル酸の製造及び販売
Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd.	1,310百万 タイバーツ	100.00	東南アジア地域における衛生材料の製造及び販売
Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd.	1,130百万 インドルピー	93.00	インドにおけるポリプロピレン自動車材の製造及び販売

(注) 1. 上記は、当社が直接出資している連結子会社のうち、資本金2,000百万円以上の会社であります。

2. 議決権比率は、直接及び間接所有の合計であります。

3. 三井化学ポリウレタン株式会社は、2009年4月1日をもって当社が吸収合併したことにより解散いたしました。

4. 東セロ株式会社は、2009年4月1日をもって株式交換により当社の議決権比率が100%になりました。

5. Mitsui Chemicals America, Inc. の資本金については、払込資本を記載しております。

4. 対処すべき課題

2009年度のわが国経済は、世界経済の大きな変動の中で、従来の輸出依存型経済の持続が困難となり、需要が大幅に縮小した状態が継続するものと見込まれます。当社グループの事業環境も、このような需要低迷に加え、中東・アジアにおいて大型エチレン生産設備の稼動が予定されていることなど、非常に厳しい状況が続くことが予想されます。

当社グループは、このような厳しい事業環境を開き、収益を回復する道筋として、2009年度を「収益改善期」と位置づけ、環境激変に対応した緊急対策の徹底的な実行により難局を乗り越えるとともに、収益力の強化に向けて、従来の事業戦略を見直し、国内での勝ち残り及び海外での事業拡大を基本方針とした施策を推進することにより、2010年度以降の黒字定着に向け、全力を尽くしてまいります。

なお、かかる事業戦略見直しの一環として、すでに2009年5月11日に公表しましたとおり、当社と出光興産株式会社のコンビナートの更なる強化を目的として、千葉地区において両社の強みを活かしたナフサ分解炉を中心とした生産最適化など、基礎化学品分野での具体的検討に着手しております。

当社グループは、2008年度を初年度とする4か年の中期経営計画において、経済・環境・社会の3軸経営の方針を掲げております。前述する事業環境の中で、当社グループは、次の点を2009年度の重点課題として全力で取り組んでまいります。

(経済軸)

- (1) 国内での勝ち残り・海外（アジア）での事業拡大
- (2) 機能材料分野の絞り込み・重点化と拡大
- (3) 景気変動の影響を受けにくい事業の強化・拡大

(環境軸)

G H G（温室効果ガス）削減計画の達成と更なる削減計画の立案

(社会軸)

- (1) グループ一体となった活動推進による労働災害撲滅
- (2) グループ全体での遵守意識の徹底による法令・ルール違反撲滅

5. 主要な事業内容（2009年3月31日現在）

事業部門	主要製品・事業
機能材料	<p>エチレン・プロピレンゴム（三井EPT）、熱可塑性エラストマー（ミラストマー®）、α-オレフィンコポリマー（タフマー®）、接着性ポリオレフィン（アドマー®）、塗料用原料樹脂（ユーバン®、オレスター®、アルマテックス®）、ワックス（三井ハイワックス）、不織布（シンテックス®、タフネル®）、通気性フィルム（エスポアール®）、合成パルプ（SWP®）、ガス用及び給水・給湯用配管システム、特殊ポリオレフィン（TPX®、アペル®）、エンジニアリングプラスチック（アーレン®、オーラム®）、液晶シール剤（LCストラクトボンド®）、半導体材料（イクロステープ®、ペリクル、半導体用ガス）、電子回路材料（ネオフレックス®、CCDパッケージ）、トナーバインダー、ウレタン原料（TDI、MDI、PPG）、ウレタン樹脂（タケネート®、タケラック®）、二軸延伸ポリプロピレンフィルム、無延伸ポリプロピレンフィルム、直鎖状低密度ポリエチレンフィルム、太陽電池封止材（ソーラーエバ®）</p>
先端化学品	<p>ポリオレフィン製造用触媒、眼鏡レンズ用材料、医療材料、ハイドロキノン、製紙材料（アクリルアמיד）、殺虫剤（トレボン®、スタークル®、スタークルメイト®、アルバリン®）、殺菌剤（クロルピクリン、ネビジン®）</p>
基礎化学品	<p>エチレン、プロピレン、フェノール、アセトン、α-メチルスチレン、アニリン、メチルイソブチルケトン（MIBK）、イソプロピルアルコール、ビスフェノールA、エポキシ樹脂（エポミック®）、高純度テレフタル酸、ポリエチレンテレフタレート（三井PET）、エチレンオキサイド、エチレングリコール、エタノールアミン、ホルマリン、メタアクリル酸メチル（MMA）、液体アンモニア、尿素、メラミン、高密度ポリエチレン、直鎖状低密度ポリエチレン、低密度ポリエチレン、ポリプロピレン</p>

6. 主要な事業所等（2009年3月31日現在）

(1) 当 社

① 本 社（東京都）

② 支 店

名古屋支店（名古屋市）

大阪支店（大阪市）

福岡支店（福岡市）

③ 工 場

市原工場（千葉県市原市）

茂原分工場（千葉県茂原市）

名古屋工場（名古屋市）

大阪工場（大阪府高石市）

岩国大竹工場（山口県岩国市及び和木町並びに広島県大竹市）

大牟田工場（福岡県大牟田市）

④ 研究開発部門

袖ヶ浦センター（千葉県袖ヶ浦市）

⑤ 海外事務所

北京事務所

(2) 重要な子会社

三井化学ポリウレタン株式会社（東京都、茨城県神栖市、静岡市、名古屋市、山口県周南市、
福岡県大牟田市）

株式会社プライムポリマー（東京都、千葉県市原市、大阪府高石市）

大阪石油化学株式会社（東京都、大阪府高石市）

東セロ株式会社（東京都、茨城県古河市、静岡県浜松市）

下関三井化学株式会社（山口県下関市）

Mitsui Chemicals America, Inc.（米国）

Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.（シンガポール）

Mitsui Elastomers Singapore Pte Ltd.（シンガポール）

Siam Mitsui PTA Co.,Ltd.（タイ）

Mitsui Hygiene Materials Thailand Co.,Ltd.（タイ）

Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt.Ltd.（インド）

7. 使用人の状況 (2009年3月31日現在)

事業部門別名称	使用人数(人)	対前期末増減(人)
機 能 材 料	4,632	△ 12
先 端 化 学 品	1,337	△ 60
基 礎 化 学 品	3,102	144
そ の 他	3,893	78
合 計	12,964	150

8. 主要な借入先の状況 (2009年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	65,093
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	43,019
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	31,398
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	21,808
農 林 中 央 金 庫	20,650

(注)上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。
 株式会社三井住友銀行 4,000百万円

9. 企業集団の現況についてのご報告は、次により記載しております。
 百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況（2009年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 792,020,076株
 (3) 株主数 85,589人（対前期末比3,024人増）
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 （千株）	出 資 比 率 （％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	58,249	7.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	41,797	5.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （中央三井アセット信託銀行再信託分・ 東レ株式会社退職給付信託口）	37,425	4.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	37,341	4.96
三井物産株式会社	34,740	4.62
株式会社三井住友銀行	21,946	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	21,730	2.89
三井生命保険株式会社	18,030	2.39
三井住友海上火災保険株式会社	16,321	2.17
中央三井信託銀行株式会社	16,317	2.17

(注) 1. 出資比率は、自己株式（40,428,862株）を控除して計算しております。

2. 当社は、40,428,862株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2009年3月31日現在)

会 長	中 西 宏 幸	
(代) 社 長	藤 吉 建 二	
(代) 副 社 長	田 中 稔 一	(社長補佐、内部統制推進室、経営企画部、グループ経営推進部、支店、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、三井化学(上海)有限公司及びCSR委員会担当。中国総代表、内部統制推進室長)
専務取締役	山 口 彰 宏	(研究本部及び知的財産部担当。研究本部長)
専務取締役	篠 原 善 之	(生産・技術本部、SCM室及びレスポンスフル・ケア委員会担当。生産・技術本部長)
専務取締役	佐 野 景 一	(基礎化学品事業本部担当。基礎化学品事業本部長)
専務取締役	梶 浦 博 一	(機能材料事業本部担当。機能材料事業本部長)
常務取締役	佐 野 鉦 一	(購買部、物流部、システム企画部、予算管理部、財務部及びCSR・広報部(IR)担当)
常務取締役	鈴 木 基 市	(先端化学品事業本部担当。先端化学品事業本部長)
常務取締役	得 丸 洋	(秘書室、CSR・広報部(除くIR)、総務部、法務部、人事・労制部、リスク・コンプライアンス委員会及び社会活動委員会担当)
取 締 役	町 田 幸 雄	(西村あさひ法律事務所弁護士)
取 締 役	織 朱 實	(関東学院大学法学部教授)
取 締 役	田 中 哲 二	
常勤監査役	竹 下 安 郎	
常勤監査役	戸 木 秀 則	
監 査 役	伊集院 功	(長島・大野・常松法律事務所顧問)
監 査 役	村 本 久 夫	(中央三井信託銀行株式会社特別顧問)
監 査 役	門 脇 英 晴	(株式会社日本総合研究所特別顧問)

(注) 1. (代) は、代表取締役であります。

2. 取締役のうち町田幸雄氏、織朱實氏及び田中哲二氏は、社外取締役であります。

3. 監査役のうち伊集院功氏、村本久夫氏及び門脇英晴氏は、社外監査役であります。

4. 2009年4月1日をもって、取締役の担当を次のとおり変更しております。

副 社 長	田 中 稔 一	(社長補佐、経営企画室、内部統制推進室、支店、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.及びMitsui Chemicals (Shanghai) Co.,Ltd.担当。中国総代表、経営企画室長、内部統制推進室長)
専務取締役	山 口 彰 宏	(研究本部担当。研究本部長)
専務取締役	篠 原 善 之	(生産・技術本部担当。生産・技術本部長)
常務取締役	佐 野 鉦 一	(SCM室及びIR・財務部担当。SCM室長)
常務取締役	得 丸 洋	(社会・環境本部及びCSR委員会担当。社会・環境本部長)

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	13名 (3名)	518百万円 (31百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	6名 (3名)	99百万円 (31百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	19名 (6名)	618百万円 (61百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額60百万円以内と決議しております。
 2. 監査役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額11百万円以内と決議しております。
 3. 上記の金額には、2008年6月25日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対する2008年4月から退任時までの支給額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の株式会社の社外役員との兼任状況

取締役町田幸雄氏は、双日株式会社及びアスクル株式会社の社外監査役であります。
 監査役村本久夫氏は、株式会社名鉄レジャックの社外取締役であります。
 監査役門脇英晴氏は、三井物産株式会社の社外監査役であります。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (12回開催)	監査役会 (18回開催)
	出席回数	出席回数
取締役 町 田 幸 雄	11回	—
取締役 織 朱 實	11回	—
取締役 田 中 哲 二	12回	—
監査役 伊集院 功	11回	17回
監査役 村 本 久 夫	12回	18回
監査役 門 脇 英 晴	12回	18回

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役町田幸雄氏は、法的知識及び豊富な法曹界での経験に基づき、主にコンプライアンス推進の観点から発言を行っております。
- ・取締役織朱實氏は、環境関連の専門知識と経験に基づき、主にレスポンシブル・ケア及び社会とのコミュニケーション推進の観点から発言を行っております。
- ・取締役田中哲二氏は、金融政策関連の専門知識及び中央アジア・中国を中心とする各方面での豊富な経験に基づき、主に経営の方向性確認の観点から発言を行っております。

- ・ 監査役伊集院功氏は、法的知識及び豊富な法曹界での経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。
- ・ 監査役村本久夫氏は、行政機関における財政・税務の業務及び金融機関の経営に長年携わってきたことから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。
- ・ 監査役門脇英晴氏は、金融機関の経営に長年携わってきたことから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注)新日本監査法人は、2008年7月1日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	115百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	214百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人がその適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断したときその他必要がある場合、監査役会の同意を得て、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときその他の会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合であって、職務を適切に遂行することが困難と判断したときは、会計監査人を解任し、又は会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とするよう取締役に対し請求します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(6) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

当社の会計監査人であったあずさ監査法人は、2008年6月25日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって会計監査人を辞任いたしました。

4. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 業務執行を行う取締役は、取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。
- ② 取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。なお、同会議には監査役が出席し、必要などときには意見を述べるができることとする。
- ③ 社内組織として内部統制推進室を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、関係会社を含む当社グループの会計及び業務の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告する。
- ④ 社員を対象とした法令・ルール遵守教育を定期的実施する。
- ⑤ 社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、ポイントをまとめたガイドブックを作成して全社員に配布・周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則その他の社則に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係る情報へのアクセスを確保する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを早期に発見し、リスク顕在化を未然に防止するために、「三井化学グループリスク管理システム」に従い、社長を最高責任者とするライン業務においてリスク管理に関するP D C Aを着実に実施し、日常的に関係会社を含めたグループリスクの未然防止を確実に実行する体制をとる。また、リスク管理規則に基づき、リスク管理方針等を審議し、リスク管理システムを維持、運営するため、担当取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ② リスクの顕在化により、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機が発生した場合に備え、予め想定される危機に対して、迅速かつ的確な対応を図るための体制を整える。
- ③ 社員が定期的にリスク管理教育を受講し、リスクの報告・相談窓口である「リスクホットライン」への通報が行える体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとる。
- ② 取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。また、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。この体制において取締役会は、経営監督機能と全社戦略の策定機能をもつので、事業運営実態との乖離を招かないよう、業務執行取締役を置く。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社ごとにその運営管理を担当する部署（所管部門）を定める。所管部門は、当該子会社の管理を適切に行うために、当社の経営方針及び所管部門の経営戦略の周知・徹底、当該子会社の経営状況の把握等を行う。
- ② 子会社に派遣された監査役が監査を実施するとともに、当社の内部統制推進室が定期的に監査を実施し、業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役職務を補助するために、監査役直轄の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助する社員は、監査役指揮命令下で職務を遂行する。当該社員の配置・異動にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び社員は、監査役監査規則その他の社則に従い、監査役が報告を要請した事項、内部監査部門が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を監査役に報告する。
- ② 監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受け、確認を行うとともに、監査結果の報告を受ける。

(9) その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会のみならず、社内の重要な諸会議に出席する。また、社長等との間で定期的意見交換を行う場を持つ。
- ② 監査役は、業務執行取締役の決裁書及び重要な諸会議の議事録の回付を受け、確認する。
- ③ 監査役は、会計監査人との間及び内部統制推進室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、相互に連携を図り監査を実施する。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

そのため、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止し、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することにつき、2007年6月26日開催の第10期定時株主総会に付議し、承認可決されました。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、高機能・高品質な製品の開発を可能とする高い技術力にあります。当社は、これをより一層強化して中長期的な企業価値向上のための基盤とすべく、①機能材料、先端化学品、基礎化学品等の「コア事業における技術開発」、②化学の最先端領域を開拓する「次世代技術の研究」、③産学共同研究等で共創の場を広げる「知の総合化」といったR&D戦略を策定・実践しております。また、こうした技術の維持・活用には、高度な専門性を有する有能な人材が不可欠です。当社は、従業員との間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした有能な人材の育成・確保に努めております。

さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。中でも、コーポレート・ガバナンスの充実是最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク・コンプライアンス委員会活動の強化などの諸施策を推進しております。また、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルール遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実・強化に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本プランの概要

a. 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付等（下記②本プランの発動に係る手続の概要 a. に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

b. 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者3名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

c. 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

② 本プランの発動に係る手続の概要

a. 対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、次の(a)若しくは(b)に該当する買付又はこれに類似する行為（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当てがなされることとなります。

- (a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- (b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b. 買付者等に対する情報提供の要求

上記 a. に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細や買付等の目的、方法及び内容等、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

c. 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

買付者等及び当社取締役会から情報、資料等の提供が充分になされたとして独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する当社の代替案の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実及びその概要並びに本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主に対する情報開示を行います。

d. 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

(a) 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記b. 又はc. に規定する手続を遵守しなかった場合、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が、株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為であるなど、当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると判断した場合、強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合などには、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(b) 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれはないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して上記に定める勧告をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

e. 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

③ 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2007年6月26日開催の第10期定時株主総会の終結の時から2010年3月期（2009年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

④ 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(4) 本プランが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランは、2007年6月26日開催の第10期定時株主総会において承認可決されたことをもって導入したものです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、本プランの消長には、株主の意向が反映されることとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑦ 当社取締役の任期は1年としたこと

当社は、取締役の任期を2年から1年に短縮する内容を含む定款変更につき、2007年6月26日開催の第10期定時株主総会に付議し、承認可決されました。こうした取締役任期の短縮により、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の意向を反映させることが可能となります。

⑧ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 会社の現況についてのご報告は、次により記載しております。

(1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。

(2) 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

2009年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	1,188,939	負 債 の 部	790,808
流 動 資 産	529,606	流 動 負 債	377,858
現金及び預金	48,448	支払手形及び買掛金	98,394
受取手形及び売掛金	174,845	短期借入金	149,304
たな卸資産	250,654	1年内返済予定の長期借入金	15,916
繰延税金資産	5,310	コマーシャル・ペーパー	14,200
その他	50,643	1年内償還予定の社債	12,022
貸倒引当金	△ 294	未払法人税等	2,930
固 定 資 産	659,333	役員賞与引当金	49
有形固定資産	522,641	修繕引当金	12,433
建物及び構築物	120,161	その他	72,610
機械装置及び運搬具	192,062	固 定 負 債	412,950
土地	169,822	社 債	141,011
建設仮勘定	30,277	長期借入金	202,611
その他	10,319	繰延税金負債	9,135
無形固定資産	23,400	退職給付引当金	33,373
投資その他の資産	113,292	役員退職慰労引当金	443
投資有価証券	91,034	修繕引当金	2,658
長期貸付金	1,763	環境対策引当金	11,948
繰延税金資産	4,992	その他	11,771
その他	17,346	純 資 産 の 部	398,131
貸倒引当金	△ 1,843	株 主 資 本	364,358
合 計	1,188,939	資 本 金	103,226
		資 本 剰 余 金	69,238
		利 益 剰 余 金	221,721
		自 己 株 式	△ 29,827
		評価・換算差額等	△ 14,450
		その他有価証券評価差額金	7,319
		繰延ヘッジ損益	△ 3
		為替換算調整勘定	△ 21,766
		少数株主持分	48,223
		合 計	1,188,939

連結損益計算書

自 2008年4月1日
至 2009年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		1,487,615
売上原価		1,341,106
売上総利益		146,509
販売費及び一般管理費		192,002
営業損失		45,493
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,988	
持分法による投資利益	2,992	
その他	6,349	13,329
営業外費用		
支払利息	9,323	
その他	9,281	18,604
経常損失		50,768
特別利益		
固定資産売却益	771	
投資有価証券売却益	1,635	2,406
特別損失		
固定資産処分損失	6,615	
減損損失	3,935	
関連事業損失	2,243	
投資有価証券売却損失	464	
投資有価証券評価損	1,932	
環境対策費	1,400	
その他	478	17,067
税金等調整前当期純損失		65,429
法人税、住民税及び事業税	5,700	
法人税等調整額	34,919	40,619
少数株主損失		10,811
当期純損失		95,237

連結株主資本等変動計算書

自 2008年 4月 1日
至 2009年 3月 31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2008年 3月 31日 残高	103,226	69,238	326,932	△19,826	479,570
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減			△ 588		△ 588
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 9,128		△ 9,128
当 期 純 損 失			△ 95,237		△ 95,237
自 己 株 式 の 取 得				△10,629	△ 10,629
自 己 株 式 の 処 分			△ 258	628	370
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△104,623	△10,001	△114,624
2009年 3月 31日 残高	103,226	69,238	221,721	△29,827	364,358

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2008年 3月 31日 残高	19,125	39	1,310	20,474	64,183	564,227
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減						△ 588
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 9,128
当 期 純 損 失						△ 95,237
自 己 株 式 の 取 得						△ 10,629
自 己 株 式 の 処 分						370
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△11,806	△42	△23,076	△34,924	△15,960	△ 50,884
当 期 変 動 額 合 計	△11,806	△42	△23,076	△34,924	△15,960	△165,508
2009年 3月 31日 残高	7,319	△ 3	△21,766	△14,450	48,223	398,131

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

・連結子会社の数 66社

・主な連結子会社の名称

三井化学ポリウレタン㈱、㈱プライムポリマー、大阪石油化学㈱、Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.、Siam Mitsui PTA Co.,Ltd.

当期より、SDC Technologies Inc. 他6社を買収等に伴い連結の範囲に含め、三井化学エンジニアリング㈱他3社を合併等に伴い連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

四国トーセロ㈱他9社の非連結子会社は、小規模会社であり、かつ総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 32社

・主な持分法適用会社の名称

三井・デュボン ポリケミカル㈱、P.T. Amoco Mitsui PTA Indonesia

当期より、ジェムピーシー㈱他1社については清算状態になり重要性が乏しくなったこと及び東洋整機樹脂加工㈱他3社については株式売却等に伴い持分法の適用対象から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

新トーセロ産業㈱他3社の非連結子会社及び関連会社は、清算状態等であり重要性が乏しいため、持分法の適用対象から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、作新工業㈱、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.、Siam Mitsui PTA Co.,Ltd.、Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd. 他27社の決算日は12月31日ですが、連結計算書類の作成に当たっては、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

その他有価証券

時価のあるもの

償却原価法（定額法）

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

主として移動平均法による原価法

時価法

時価のないもの

② デリバティブ

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として後入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、当期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業損失は7,207百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、9,699百万円それぞれ減少しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（ただし、建物については定額法）

（追加情報）

当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数については、当期より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

この変更による営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当期末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員への賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

なお、当社は、著しい業績の悪化を受け、既に実施中の役員報酬削減に加え、役員賞与の全額返上も実施致します。従いまして、当社は、当期末において引当金を計上しておりません。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、一括で費用処理しているほか、一部の連結子会社においてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法で費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社において、役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

⑤ 修繕引当金

製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期末に負担すべき費用を計上しております。

⑥ 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当期末における支出見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

原則として支出時に全額費用として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、20年以内の適切な償却期間で均等償却しております。

ただし、金額が僅少な場合には、全額、発生時の損益に計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響は軽微であります。

2. 連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

当期より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更による営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産の金額	有形固定資産	10,603百万円
	無形固定資産	91百万円
	その他（投資その他の資産）	36百万円
	計	10,730百万円

担保に係る債務の金額	短期借入金	440百万円
	長期借入金	1,050百万円
	（含1年以内返済予定額）	
	その他（流動負債）	6百万円
計	1,496百万円	

2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,079,428百万円
-------------------	--------------

3. 保証債務等	保証債務	8,195百万円 ※
	保証予約	542百万円
	計	8,737百万円

※うち155百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。

また、うち507百万円については、他者の保証債務に対し当社が再保証しているものです。

4. 受取手形割引高	6百万円
------------	------

5. たな卸資産の内訳	商品及び製品	183,314百万円
	仕掛品	3,826百万円
	原材料及び貯蔵品	63,514百万円
	計	250,654百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	792,020千株	－千株	－千株	792,020千株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	22,288千株	18,990千株	849千株	40,429千株

(注) 自己株式の増減数の主な内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加	1,323千株
自己株式立会外買付取引による増加	17,667千株
単元未満株式の売渡しによる減少	849千株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 2008年6月25日開催の第11期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	4,618百万円
・1株当たり配当額	6.00円
・基準日	2008年3月31日
・効力発生日	2008年6月26日

② 2008年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	4,509百万円
・1株当たり配当額	6.00円
・基準日	2008年9月30日
・効力発生日	2008年12月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

① 2009年6月24日開催の第12期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	2,255百万円
・1株当たり配当額	3.00円
・基準日	2009年3月31日
・効力発生日	2009年6月25日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	465.56円
2. 1株当たり当期純損失金額	125.46円

(ご 参 考)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

自 2008年4月1日
至 2009年3月31日

(単位：億円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	549
投資活動によるキャッシュ・フロー	△763
財務活動によるキャッシュ・フロー	483
現金及び現金同等物に係る換算差額	△46
現金及び現金同等物の増減額	223
現金及び現金同等物の期首残高	255
連結範囲の変更等に伴う現金及び現金同等物の調整額	1
現金及び現金同等物の期末残高	479

(注)金額は、億円未満四捨五入により表示しております。

貸借対照表

2009年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	862,495	負 債 の 部	603,382
流 動 資 産	254,413	流 動 負 債	249,435
現金及び預金	22,059	買掛金	56,014
受取手形	74	短期借入金	73,464
売掛金	89,359	コマーシャル・ペーパー	12,000
商品及び製品	63,637	1年内償還予定の社債	10,000
仕掛品	1,157	未払金	40,531
原材料及び貯蔵品	24,548	未払費用	8,313
前払費用	2,160	預り金	40,947
未収入金	35,837	修繕引当金	7,036
その他	15,595	債務保証等損失引当金	488
貸倒引当金	△ 13	その他	642
固 定 資 産	608,082	固 定 負 債	353,947
有形固定資産	311,490	社債	140,000
建物	53,582	長期借入金	162,899
構築物	23,998	退職給付引当金	28,449
機械装置	81,938	修繕引当金	780
車両運搬具	432	環境対策引当金	11,948
工具器具備品	5,458	その他	9,871
土地	138,173	純資産の部	259,113
建設仮勘定	7,909	株 主 資 本	252,207
無形固定資産	5,076	資 本 金	103,226
のれん	291	資 本 剰 余 金	71,956
工業所有権	108	資本準備金	71,956
諸利用権	568	利 益 剰 余 金	106,852
ソフトウェア	4,109	利益準備金	12,506
投資その他の資産	291,516	その他利益剰余金	94,346
投資有価証券	47,617	固定資産圧縮積立金	4,212
関係会社株式	227,978	配当引当積立金	10,000
関係会社出資金	3,358	別途積立金	148,070
長期貸付金	1,475	繰越利益剰余金	△ 67,936
長期前払費用	1,535	自 己 株 式	△ 29,827
その他	11,320	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,906
貸倒引当金	△ 1,767	その他有価証券評価差額金	6,898
		繰延ヘッジ損益	8
合 計	862,495	合 計	862,495

損 益 計 算 書

自 2008年4月1日
至 2009年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		836,390
売 上 原 価		775,564
売 上 総 利 益		60,826
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		95,316
営 業 損 失		34,490
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,224	
そ の 他	4,681	20,905
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,124	
そ の 他	4,967	11,091
経 常 損 失		24,676
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,101	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,194	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	423	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	2,148	4,866
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	5,971	
固 定 資 産 売 却 損	972	
減 損 損 失	3,063	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	334	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,641	
関 連 事 業 損 失	1,950	
環 境 対 策 費	1,400	15,331
税 引 前 当 期 純 損 失		35,141
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	750	
法 人 税 等 調 整 額	39,135	39,885
当 期 純 損 失		75,026

株主資本等変動計算書

自 2008年 4月 1日
至 2009年 3月 31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2008年3月31日 残高	103,226	71,956	71,956	12,506	182,701	195,207	△19,826	350,563
当期変動額								
剰余金の配当					△ 9,128	△ 9,128		△ 9,128
当期純損失					△ 75,026	△ 75,026		△ 75,026
分割型の会社分割による減少					△ 3,943	△ 3,943		△ 3,943
自己株式の取得							△10,629	△ 10,629
自己株式の処分					△ 258	△ 258	628	370
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 88,355	△ 88,355	△10,001	△ 98,356
2009年3月31日 残高	103,226	71,956	71,956	12,506	94,346	106,852	△29,827	252,207

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2008年3月31日 残高	17,545	21	17,566	368,129
当期変動額				
剰余金の配当				△ 9,128
当期純損失				△ 75,026
分割型の会社分割による減少				△ 3,943
自己株式の取得				△ 10,629
自己株式の処分				370
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△10,647	△13	△10,660	△ 10,660
当期変動額合計	△10,647	△13	△10,660	△109,016
2009年3月31日 残高	6,898	8	6,906	259,113

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産圧縮積立金	配当引当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計
2008年3月31日 残高	4,320	10,000	148,070	20,311	182,701
当期変動額					
剰余金の配当				△ 9,128	△ 9,128
当期純損失				△75,026	△ 75,026
分割型の会社分割による減少				△ 3,943	△ 3,943
自己株式の処分				△ 258	△ 258
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 108			108	-
当期変動額合計	△ 108	-	-	△88,247	△ 88,355
2009年3月31日 残高	4,212	10,000	148,070	△67,936	94,346

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

(2) デリバティブ

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品、製品、仕掛品、原材料

貯蔵品

市場開発品及び包装材料

補修用を使用される貯蔵品

その他貯蔵品

償却原価法（定額法）

移動平均法による原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

時価法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

後入先出法

後入先出法

移動平均法

最終取得原価法

（会計方針の変更）

当期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業損失は3,746百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失は、6,059百万円それぞれ減少しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物については定額法）

（追加情報）

機械装置の耐用年数については、当期より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

この変更による営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当期末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

なお、著しい業績の悪化を受け、既に実施中の役員報酬削減に加え、役員賞与の全額返上も実施いたします。従いまして、当期末において引当金を計上しておりません。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、一括で費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

(4) 修繕引当金

製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期末に負担すべき費用を計上しております。

(5) 債務保証等損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、当期末における損失見込額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当期末における支出見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		624,890百万円
2. 保証債務等	保証債務	22,148百万円 ※
	保証予約	6,450百万円
	計	28,598百万円

※うち155百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。

また、うち507百万円については、他者の保証債務に対し当社が再保証しているものです。

3. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	72,056百万円
	長期金銭債権	1,257百万円
	短期金銭債務	65,688百万円
	長期金銭債務	614百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高		
営業取引高	売上高	321,461百万円
	仕入高	299,003百万円
営業取引以外の取引高	受取利息	116百万円
	支払利息	271百万円
	賃貸料収入	1,244百万円
	資産譲渡高	523百万円
	資産購入高	16,433百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の数	40,428,862株
---------------	-------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
未払賞与否認	2,120
貸倒引当金損金算入限度超過額	495
減価償却費損金算入限度超過額	3,578
退職給付引当金損金算入限度超過額	19,437
投資有価証券評価損等否認	14,446
減損会計による減損損失否認	4,982
修繕引当金否認	3,174
環境対策引当金否認	4,851
繰越欠損金	19,874
その他	7,697
繰延税金資産小計	80,654
評価性引当額	△ 77,775
繰延税金資産合計	2,879
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 3,196
固定資産圧縮積立金	△ 2,879
繰延ヘッジ損益	△ 5
繰延税金負債合計	△ 6,080
繰延税金負債の純額	△ 3,201

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械装置については不織布製造設備及び研究開発用設備の一部、工具器具備品については研究開発用設備、電子計算機及びその周辺機器並びにその他の事務用機器の一部をリース契約により使用しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	344.75円
2. 1株当たり当期純損失金額	98.84円

(重要な後発事象に関する注記)

(三井化学ポリウレタン株式会社との合併)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業（吸収合併存続会社）

結合企業の名称 三井化学株式会社

事業の内容 自動車・産業材、包装・機能材、生活・エネルギー材、電子・情報材、ポリウレタン材料、精密化学品、基礎原料、フェノール、合繊原料・ペット樹脂、工業薬品等の製造、加工及び売買並びにそれに附帯関連する業務等

② 被結合企業（吸収合併消滅会社）

被結合企業の名称 三井化学ポリウレタン株式会社

事業の内容 ポリウレタン原料、ポリウレタン樹脂、有機酸の製造、販売及び研究

(2) 企業結合の法的形式

共通支配下の取引（当社を吸収合併存続会社、三井化学ポリウレタン株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併）

(3) 結合後企業の名称

三井化学株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、2009年4月1日に、当社完全子会社である三井化学ポリウレタン株式会社を吸収合併いたしました。これは2008年12月19日開催の取締役会における決議に基づき、2008年12月19日に同社と締結した合併契約によるものであります。なお、本件合併は会社法第796条第3項に基づく簡易合併であり、当社においては合併契約承認株主総会を開催いたしません。

また、三井化学ポリウレタン株式会社は、本合併に先立って、2009年4月1日に、会社分割により同社清水工場の事業を同社の完全子会社であるエムシー工業株式会社へ承継しております。

当社は、2008年度を初年度とする4か年の中期経営計画において機能材料事業本部の基本戦略に「機能性ポリマーズの拡大」を掲げており、機能性ポリマーズの一つであるポリウレタン事業をコア事業と位置付けております。

当社は、市場拡大が継続するポリウレタン事業の競争力を強化するため、迅速かつ集中的な経営資源の投入による事業規模の拡大とグループシナジー効果の最大化を図ることを目的として、三井化学ポリウレタン株式会社を吸収合併することといたします。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2009年5月14日

三井化学株式会社

代表取締役社長 藤 吉 建 二 殿

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 マリ ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 藤 修 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩 野 茂 行 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井化学株式会社の2008年4月1日から2009年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井化学株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）4. 会計処理基準に関する事項(1)重要な資産の評価基準及び評価方法③たな卸資産（会計方針の変更）に記載のとおり、会社は「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2009年5月14日

三井化学株式会社

代表取締役社長 藤 吉 建 二 殿

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 マリ ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 藤 修 司 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩 野 茂 行 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井化学株式会社の2008年4月1日から2009年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1. 資産の評価基準及び評価方法(3)たな卸資産（会計方針の変更）に記載のとおり、会社は「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
2. 個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載のとおり、会社は2009年4月1日に三井化学ポリウレタン株式会社を吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2008年4月1日から2009年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、また、子会社に赴き調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、そのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2009年5月18日

三井化学株式会社 監査役会

常勤監査役	竹 下 安 郎	㊞
常勤監査役	戸 木 秀 則	㊞
社外監査役	伊集院 功	㊞
社外監査役	村 本 久 夫	㊞
社外監査役	門 脇 英 晴	㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金を以下のとおり処分いたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重点課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けております。

利益の配分につきましては、株主の皆様への利益還元及び今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案いたします。

配当につきましては、連結配当性向及び連結自己資本配当率(DOE)を勘案し、中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元及び安定的な配当の継続に努めてまいります。具体的には、連結配当性向25%以上、かつ、DOE2%以上を目標とする方針としております。

内部留保につきましては、更なる成長・拡大加速及び目指すべき事業ポートフォリオの実現加速のための積極的な投融資、革新的な新技術創出のための研究開発等に充当し、業績の向上を図ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期業績が損失計上のやむなきに至り、かつ今後の事業環境の見通しが過去に例を見ないほど厳しい状況ではありますが、株主の皆様への利益還元の意義を重く認識し、次のとおりといたしたいと存じます。

前期に比べ減配となり誠に申し訳なく存じておりますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金3円、総額2,254,773,642円といたしたいと存じます。

これにより、当期の配当金は、既に中間配当金としてお支払いいたしました1株につき6円と合わせ、年9円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2009年6月25日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金処分に関する事項

当期の繰越利益剰余金に欠損が生じたため、その補填を目的として、次のとおり別途積立金の一部を取り崩したいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 75,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 75,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が2009年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる「株券の電子化」）されました。これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除その他所要の変更を行うものがあります。

また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、経過的な措置を定めるため、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を、下記変更案のとおり改めようとするものであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
<p><u>（株券の発行）</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>（削除）</p>
<p><u>（単元未満株券の不発行）</u> 第10条 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>（現行定款第8条及び第9条を1条ずつ繰り上げる。）</p> <p>（削除）</p>
<p><u>（単元未満株式についての権利）</u> 第11条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) （条文省略） (2) （条文省略）</p>	<p><u>（単元未満株式についての権利）</u> 第9条 当社の株主は、その有する単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) （現行どおり） (2) （現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(3) (条文省略)</p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第16条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に<u>記載又は記録</u>された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(期末剰余金配当の基準日)</p> <p>第34条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に<u>記載又は記録</u>された株主又は登録株式質権者に対し、株主総会の決議により、剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(現行定款第12条を第10条に繰り上げる。)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(現行定款第14条及び第15条を2条ずつ繰り上げる。)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(現行定款第17条から第33条までを2条ずつ繰り上げる。)</p> <p>(期末剰余金配当の基準日)</p> <p>第32条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、株主総会の決議により、剰余金の配当を行うことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、取締役会の決議により中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、取締役会の決議により中間配当を行うことができる。</p> <p>(現行定款第36条を第34条に繰り上げる。)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2 条 前条及び本条は、2010年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p>

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役全員（13名）の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役15名の選任をお願いするものであります。なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため、15名のうち3名は社外取締役候補者としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
1	藤吉建二 (1944年2月14日生)	1969年 4月 当社入社 1997年 6月 当社取締役 2001年 6月 当社常務取締役 2003年 6月 当社専務取締役 2005年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る	58,000株
2	田中稔一 (1945年2月7日生)	1968年 4月 東洋高压工業(株) (三井東圧化学(株)) 入社 1999年 6月 当社取締役 2003年 6月 当社常務取締役 2005年 6月 当社代表取締役副社長 現在に至る (社長補佐、経営企画室、 内部統制推進室、支店、 Mitsui Chemicals America, Inc.、 Mitsui Chemicals Europe GmbH、 Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、Mitsui Chemicals (Shanghai) Co.,Ltd.担当。中国総代表、 経営企画室長、内部統制推進室長)	30,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
3	山 口 彰 宏 (1946年2月20日生)	1976年 3月 三井東圧化学(株)入社 1997年 6月 同社取締役 総合研究所副所長 1997年10月 当社取締役 研究開発本部機能性材 料研究開発センター長 1999年 6月 当社取締役 研究開発本部マテリア ルサイエンス研究所長 2001年 6月 当社常務取締役 研究開発部門長兼 研究開発部門研究開発総務部長 2003年 6月 当社常務取締役 研究開発部門長 2005年 4月 当社常務取締役 研究開発部門長兼 研究開発部門マテリアルサイエンス 研究所長 2005年 6月 当社専務取締役 研究開発部門長 2007年 4月 当社専務取締役 研究本部長 現在に至る (研究本部担当)	18,000株
4	佐 野 鉦 一 (1948年8月30日生)	1971年 4月 当社入社 2003年 6月 当社執行役員 財務部長 2005年 6月 当社常務取締役 2007年 4月 当社常務取締役 内部統制推進室長 2008年 6月 当社常務取締役 2009年 4月 当社常務取締役 S C M室長 現在に至る (S C M室及びI R・財務部担当)	22,200株
5	鈴 木 基 市 (1949年5月23日生)	1973年 4月 三井東圧化学(株)入社 2003年 6月 当社執行役員 経営企画部長 2005年 6月 当社執行役員 機能化学品事業グ ループ精密化学品事業部長 2007年 4月 当社常務執行役員 先端化学品事業 本部長 2007年 6月 当社常務取締役 先端化学品事業本 部長 現在に至る (先端化学品事業本部担当)	9,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
6	得 丸 洋 (1950年5月22日生)	1974年 4月 当社入社 2003年 6月 当社執行役員 人事部長兼労制部長 2005年 6月 当社執行役員 人事・労制部長 2007年 4月 当社常務執行役員 2007年 6月 当社常務取締役 2009年 4月 当社常務取締役 社会・環境本部長 現在に至る (社会・環境本部及びCSR委員会 担当)	13,000株
7	中 川 淳 一 (1951年10月23日生)	1976年 4月 当社入社 2003年 6月 当社執行役員 石化事業グループ企 画管理部長 2005年 6月 当社執行役員 生産・技術部門市原 工場長 2007年 4月 当社常務執行役員 基礎化学品事業 本部副本部長兼同本部企画開発・ラ イセンス部長 現在に至る	7,000株
8	船 越 良 幸 (1950年4月13日生)	1976年 4月 三井東圧化学(株)入社 2003年 6月 当社理事 業革推進室長 2004年 6月 当社執行役員 業革推進室長 2004年 9月 当社執行役員 生産・技術部門大阪 工場長 2007年 4月 当社常務執行役員 生産・技術本部 副本部長兼同本部生産統括部長 2008年 4月 当社常務執行役員 生産・技術本部 副本部長兼同本部生産統括部長兼S CM室長 2009年 4月 当社常務執行役員 生産・技術本部 副本部長 現在に至る	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
9	原 幸 雄 (1952年6月25日生)	1977年 4月 当社入社 2001年 6月 当社基礎化学品事業部門企画管理部 長 2003年 6月 当社基礎化学品事業グループ企画管 理部長 2004年 6月 当社理事 基礎化学品事業グループ 企画管理部長 2005年 6月 当社執行役員 経営企画部長 2009年 4月 当社常務執行役員 機能材料事業本 部副本部長 現在に至る	11,000株
10	大 村 康 二 (1954年2月14日生)	1979年 4月 当社入社 2003年 6月 当社基礎化学品事業グループフェ ノール事業部長 2005年 6月 当社執行役員 基礎化学品事業グ ループ企画管理部長 2007年 4月 当社執行役員 基礎化学品事業本部 P T A ・ P E T 事業部長 2009年 4月 当社常務執行役員 経営企画室経営 企画部長 現在に至る	12,000株
11	諫 山 滋 (1954年6月27日生)	1980年 4月 当社入社 2005年 6月 当社機能樹脂事業グループ機能性ポ リマー事業部長 2007年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部電 子・情報材事業部長 2009年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部企 画開発部長 現在に至る	1,000株
12	藤 田 照 典 (1957年11月30日生)	1982年 4月 当社入社 2005年 6月 当社研究開発部門触媒科学研究所長 2007年 4月 当社理事 研究本部触媒科学研究所 長 2008年 4月 当社執行役員 研究本部触媒科学研 究所長 現在に至る	2,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
13	町田 幸雄 (1942年7月3日生)	1969年 4月 検事任官 1999年 8月 法務省入国管理局長 2000年12月 最高検察庁総務部長 2001年 7月 最高検察庁刑事部長 2002年 6月 公安調査庁長官 2004年 1月 仙台高等検察庁検事長 2004年12月 最高検察庁次長検事 2005年 7月 検事退官 2005年 9月 弁護士登録 西村ときわ法律事務所（現、西村あ さひ法律事務所）入所 現在に至る 2006年 6月 当社取締役 現在に至る	0株
14	織 朱 實 (1962年5月24日生)	1990年 1月 東京海上火災保険株式会社入社 企業リスクコンサルティング室 1996年 6月 東京海上リスクコンサルティング株 式会社主任研究員 2003年 4月 関東学院大学法学部助教授 2006年 6月 当社取締役 現在に至る 2007年 4月 関東学院大学法学部准教授 2008年 4月 関東学院大学法学部教授 現在に至る	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
15	田 中 哲 二 (1942年6月16日生)	1967年 4月 日本銀行入行 1993年 5月 同行国際局参事 1993年10月 日本銀行よりキルギス共和国に派遣 (中央銀行最高顧問・大統領特別 経済顧問) 1995年 4月 中央アジア・キルギス日本センター 館長 1995年11月 日本銀行考査役 1995年12月 キルギス共和国大統領経済顧問及び 中央銀行総裁顧問 現在に至る 1997年 6月 ウズベキスタン共和国銀行協会特別 顧問 現在に至る 1998年 2月 株式会社東芝常勤顧問 2002年12月 カザフスタン共和国経済・予算計画 大臣顧問 2003年 2月 国連大学学長上級顧問 現在に至る 2005年 6月 中央アジア・コーカサス研究所副理 事長兼所長 現在に至る 2005年 9月 拓殖大学国際学部客員教授 現在に至る 2007年 5月 カザフスタン共和国文部科学大臣顧 問 現在に至る 2007年 6月 当社取締役 現在に至る 2009年 4月 国士舘大学大学院グローバルアジア 研究科客員教授 現在に至る	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 町田幸雄、織朱實及び田中哲二の各氏は、社外取締役候補者であります。

3. 町田幸雄、織朱實及び田中哲二の各氏を社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、以下のとおりであります。

(1) 町田幸雄氏

長く検察庁及び法務省にご勤務され、専門の知識を有しておられます。豊富な法曹界でのご経験をもち、当社のコンプライアンス推進に有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

(2) 織朱實氏

関東学院大学法学部教授のほか、環境関連の各種審議会委員としてもご活躍され、専門の知識と経験を有しておられます。また、当社初めての女性役員としての立場から、女性の登用推進についても有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

(3) 田中哲二氏

長く日本銀行にご勤務され、現在は国連大学学長上級顧問などを務められるとともに、中央アジア各国の政府及び金融関係団体の顧問などとして幅広くご活躍されています。各方面での豊富なご経験をもとに、当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

4. 町田幸雄、織朱實及び田中哲二の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、町田幸雄及び織朱實の各氏は3年間、田中哲二氏は2年間となります。
5. 現在、当社と町田幸雄、織朱實及び田中哲二の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。各氏が再任された場合、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役伊集院功氏の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
伊集院 功 (1939年7月31日生)	1964年 4月 弁護士登録 1975年 2月 長島・大野法律事務所（現、長島・大野・常松法律事務所）パートナー 2005年 1月 同法律事務所顧問 現在に至る 2005年 6月 当社監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊集院功氏は、社外監査役候補者であります。
3. 伊集院功氏を社外監査役候補者とした理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、以下のとおりであります。
- 同氏は、法的知識及び豊富な法曹界での経験を有しておられることから、当社の業務執行における適正性確保の観点で、社外監査役として適任であると考えております。
4. 伊集院功氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年間となります。
5. 当社は、ガス用ポリエチレン管及び同継手のガス事業者向け販売価格を他の事業者と共同して決定していたとして、2007年6月29日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。
- 社外監査役である伊集院功氏は、日頃から取締役会等の場において法令・ルール遵守の視点に立った発言を行っており、本件に関しては、事実関係の調査及びコンプライアンスの再徹底について助言及び確認を行いました。
6. 現在、当社と伊集院功氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。同氏が再任された場合、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

会場ご案内図

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 新霞が関ビル ロビー階 全社協・灘尾ホール
 TEL.03 (3580) 0988

- | | |
|-----------|---------------|
| 地下鉄 銀座線 | 虎ノ門駅より徒歩6分 |
| 日比谷線・千代田線 | 霞ヶ関駅より徒歩8分 |
| 丸ノ内線 | 霞ヶ関駅より徒歩9分 |
| 千代田線・丸ノ内線 | 国会議事堂前駅より徒歩8分 |
| 銀座線・南北線 | 溜池山王駅より徒歩9分 |

J R 新橋駅で銀座線乗り換え、虎ノ門駅下車

